

# うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針

うきは市教育委員会

## I 働き方改革に係る指針

### 1 出退勤の管理

出退勤システムを導入し、勤務時間を確認する。校長が勤務時間を把握し、業務改善の更なる推進に活用する。

### 2 定時退校日の設定

毎週平日の1日を、定時退校日に各学校で設定する。やむを得ず退勤時刻を超えて残業する場合は、校長の許可を得るものとする。その場合であっても上限を午後7時とする。定時退校日以外の日は、午後8時を退勤時刻の上限とする。

### 3 学校開閉庁の設定

①通常の開庁時刻は、午前7時20分、閉庁時刻は、午後8時を原則とする。

②夏季休業中（8月12日～8月16日：土日を含む5日間）

③冬季休業中（12月27日～12月28日：土日を含む2日間）

④留意事項

・留守番電話による案内

・緊急の場合は、市役所の代表電話番号（75-3111）で受け付ける。

・各学校は、メール等による緊急連絡体制の整備

### 4 留守番電話の設置による時間外連絡体制の確立

学校の電話の受付は、原則午後6時までとし、以降は、留守番電話による案内とする。緊急の場合は、市役所の代表電話番号（75-3111）で受け付ける。各学校に緊急時に備え連絡体制を整える。

### 5 校務支援システム等のICTの活用促進

校務支援システムの活用等ICTの積極的活用を図り、校務・授業準備等の効率化を図る。

### 6 諸会議・研修会等の見直し、効率化

諸会議、研修会等について精査を行う。校務用パソコンを活用して、資料の事前配付や終了時刻を設定するなど、効率的な会議運営に努める。

### 7 学校行事の見直しや地域行事等への参加方法の工夫

学校行事の実施方法を工夫したり精選したりする。また、小・中学生の地域行事への参加や地域との交流については、教育的効果・意義を踏まえつつ教職員の参加方法を工夫しながら取り組む。

## II 部活動に係る指針

### 1 休養日

土・日のいずれか1日、平日の1日を休養日とする。土・日のいずれかについては、部活動ごとに設定し、平日は学校で統一して設定する。なお、指定した日に休養日をとれない場合については、他の曜日に変更するなど週当たり2日間を休養日とする。

### 2 活動時間

平日は2時間以内、土・日等の学校休業日は3時間程度とする。朝練については、日常的に行うのではなく、大会前の期間に顧問の申請を受けて校長が許可する。

### 3 県外遠征等

中体連や中文連を除く県内外の遠征については、顧問の申請を受けて校長が許可する。

### 4 長期休業中の部活動

長期休業中については、1日3時間程度で実施し、休養日については、IIの1のとおりとする。ただし、長期休業中の学校閉庁日は、部活動を実施しない。

### 5 市の方針に反した場合

学校の内外を問わず、うきは市教育委員会が定めた「部活動に係る指針」に反した場合は、是正のための勧告及び指導を行う。

## III その他

### 1 小・中学生のスポーツ少年団等の活動について

小・中学生のスポーツ少年団等の活動については、小・中学生の心身の発達を考慮して、小学生は、週3日の休養日及び1日当たり2時間以内の活動時間の設定等について、中学生は、部活動に係る指針と同様の対応について関係者の配慮をお願いする。

### 2 中学校部活動に係る検討組織

教育長、学校教育課長、生涯学習課長、吉井中・浮羽中校長、市指導主事、中体連・中文連代表、学事係長等で構成する。

### 3 指針の運用について

この指針は、平成30年8月1日から試行、令和元年4月1日より実施。令和3年4月1日改定施行。令和4年7月1日改定施行。なお、国、県の新たな通知等が示された場合等、指針を改めることがある。